

京都市告示第 2 2 8 号

京都市市街地景観整備条例第 4 6 条第 1 項の規定による、地域景観づくり計画書であることの認定をいたしましたので、その旨を同条第 3 項の規定に基づき、告示し、計画書を縦覧に供します。

平成 2 9 年 6 月 3 0 日

京都市長 門川 大作

1 地域景観づくり協議会の名称

京の三条まちづくり協議会

2 地域景観づくり協議会の認定年月日及び番号

平成 2 8 年 1 1 月 1 6 日 第協 0 0 9 号

3 地域景観づくり協議地区の名称

京の三条まちづくり協議地区

4 地域景観づくり協議地区の対象地区

京都市中京区菱屋町及び梅忠町並びに弁慶石町、中之町及び栴屋町の各一部の区域

5 景観の保全及び創出の方針の概要

京のまちなかで長い歴史に培われた幅の広い豊かな文化や自然を尊重し、四季や人の温もりを感じられるような、質の高い感性を持って三条通をしつらえる。通りに息づく文化や様式の多様性を楽しみ、認め合い、何より人のつながりを大切にして、三条らしい品格ある通りと景観を創造する。これらの理念のもと、「歴史と文化」、「感性」、「まちなかの自然」、「多様性」、「創造性」、「人のつながり」という 6 つの項目について考慮を重ね、品格ある三条通を守り育てる。

6 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 4 8 8 番地

京都市都市計画局都市景観部景観政策課

7 縦覧期間

平成 2 9 年 6 月 3 0 日から（ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く）

8 縦覧時間

午前 8 時 4 5 分から午後 5 時 3 0 分まで（ただし、正午から午後 1 時までを除く）

（都市計画局都市景観部景観政策課）